

第 70 号議案

滋賀県教育委員会事務局組織規程の一部改正について

滋賀県教育委員会事務局組織規程（昭和 53 年滋賀県教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 23 日

滋賀県教育委員会

滋賀県教育委員会事務局組織規程の一部改正

第 3 条の表教育総務課の項中第 25 号を削り、第 26 号を第 25 号とし、第 27 号を第 26 号とする。

付 則

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

「滋賀県教育委員会事務局組織規程」の一部改正について

1 改正の理由

- ・令和4年度の組織改編に伴い、教育委員会事務局の課および室の分掌事務について必要な改正を行うもの。

2 改正内容

- ・教育総務課内の分掌事項から「課内および特別支援教育課の庶務に関すること。」を削除します（第3条関係）

3 施行日

- ・令和4年4月1日

滋賀県教育委員会事務局組織規程新旧対照表

旧		新	
第1条・第2条 省略 (分掌事務)		第1条・第2条 省略 (分掌事務)	
第3条 前条に規定する課および室の分掌事務は、次のとおりとする。		第3条 前条に規定する課および室の分掌事務は、次のとおりとする。	
名称	分掌事項	名称	分掌事項
教育総務課	(1)～(24) 省略 (25) 課内および特別支援教育課の庶務に関すること。 (26) 博物館法(昭和26年法律第285号)の施行に関すること。 (27) その他他の課の所掌に属しない事項	教育総務課	(1)～(24) 省略 (削除) (25) 博物館法(昭和26年法律第285号)の施行に関すること。 (26) その他他の課の所掌に属しない事項
教育ICT化推進室	省略	教育ICT化推進室	省略
省略		省略	
第4条・付則 省略		第4条・付則 省略	